

議第51号

施設管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について

施設管理事故について、次のとおり和解及び損害賠償の額を決定する。

損害賠償の額	720,605円
和解及び損害賠償の相手方	(略)
事故の発生年月日及び発生場所	令和5年12月21日 午後3時30分ごろ 三島市文教町1丁目4番8号 三島市立北小学校敷地内
事故の概要	上記事故発生場所付近に植えられていた樹木が、強風により根本から倒れ、隣接して駐車していた相手方車両の左前部に接触し、損傷を与えたもの

令和6年5月15日提出

三島市長 豊岡 武士